

ひとり親家庭の みなさまへ



船橋市児童家庭課

一人で悩まず、ご相談ください



相談員が、あなたに寄り添い丁寧に対応します。個人の秘密は守られます。安心してご相談ください。

名称	内容	担当部署・連絡先	相談員・場所・時間（祝休日は除きます）
ひとり親家庭相談	生活一般について	児童家庭課 ☎ 047-436-2320	母子・父子自立支援員による相談 本庁：(月)～(金) 9:00～17:00 母子・父子福祉センター：要予約 毎(水) 9:00～16:00
ひとり親家庭就労相談	ひとり親家庭の就労について		船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2(土) 13:00～17:00 第4(水) 17:30～20:00
生活困窮者自立支援制度	生活に困っている方の相談全般	「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる ☎ 047-495-7111	相談員による相談 市役所別館1階 (月)～(金) 9:00～17:00 船橋駅前総合窓口センター：要予約 第3(土) 9:00～15:00 第5(水) 18:00～20:00
母子・父子福祉センター（社会福祉会館内）	ひとり親家庭が活用できる支援施設	母子・父子福祉センター ☎ 047-466-1278	各種支援事業の実施・オンライン相談 船橋市社会福祉会館 2F (新京成線習志野駅前徒歩1分) (月)～(金) 9:00～17:00

ひとり親家庭の手当についての相談は、本庁または船橋駅前総合窓口センター 14番で受け付けています。
(平日 9:00～17:00 TEL 047-436-3316)

養育費を受け取れていますか



名称	内容	担当部署・連絡先	相談員・場所・時間（祝休日は除きます）
養育費等弁護士相談	養育費や離婚等により発生する法律問題について	児童家庭課 ☎ 047-436-2320	弁護士による相談 船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2(土) 13:30～16:30 第4(水) 18:00～20:00 第4(日) 13:30～16:30
養育費セミナー	専門の講師によるセミナーを開催		広報ふなばしやホームページなどでお知らせします。
養育費確保に係る同行支援	養育費確保のための公証役場・家庭裁判所等への同行		利用する場合は事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。
養育費に関する公正証書等作成費補助金	養育費確保のために作成した公正証書作成等に要する経費の補助		本庁：(月)～(金)9:00～17:00 母子・父子福祉センター：要予約 毎(水) 9:00～16:00
養育費保証料補助金	養育費確保のために締結した養育費保証契約の保証料を一部補助		船橋駅前総合窓口センター：要予約 第2(土) 13:00～17:00 第4(水) 17:30～20:00
面会交流支援機関利用補助金	支援機関を利用して面会交流を実施した場合の利用料金を補助		

知っておきたい生活のための経済的支援



手続きや内容、個別の要件等をもっと知りたいと感じたら、お気軽にお問い合わせください。
 お問い合わせ先は 6 ページの一覧をご覧ください。

所：所得の制限があります 申：申請が必要です

手当	◎児童扶養手当 【児童家庭課所・申】	児童が 18 歳になった後の最初の年度末（一定程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。ただし、手当額を上回る公的年金を受給している方には支給されない場合があります。
	◎遺児手当 【児童家庭課所・申】	父、母または両親と死別した中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。
	◎児童手当 【児童家庭課申】	中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。
	◎特別児童扶養手当 【障害福祉課所・申】	精神・知的・身体障害などが一定程度以上で、20 歳未満の児童を養育している方に支給されます。
給付金	◎自立支援教育訓練給付金 【児童家庭課所・申】	母子・父子家庭の方が職業能力開発のための教育訓練（雇用保険制度等の指定講座）を受講した場合、受講料の一部を支給します。
	◎高等職業訓練促進給付金 【児童家庭課所・申】	母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため養成機関で 1 年以上修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。
	◎ハローワークの給付金 【ハローワーク船橋申】	主体的な能力開発の取組みを支援するための給付金があります。
貸付	◎母子父子寡婦福祉資金貸付 【児童家庭課申】	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や児童の就学のための資金貸付を行っています。
	◎高等職業訓練促進資金貸付 【千葉県社会福祉協議会所・申】	高等職業訓練促進給付金の受給者に、入学準備金・就職準備金の貸付を行っています。
	◎生活福祉資金貸付 【船橋市社会福祉協議会所・申】	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の方を対象に、生活の安定を図るための資金貸付を行っています。
医療費の助成	◎ひとり親家庭等医療費助成 【児童家庭課所・申】	ひとり親家庭の方などが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。 ※児童が 18 歳になった後の最初の年度末（一定程度以上の障害がある場合は 20 歳未満）まで対象。
	◎子ども医療費助成制度 【児童家庭課申】	中学校修了前までの子どもが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。
	◎小児慢性特定疾病の医療費支給 【保健所地域保健課申】	慢性的で治療が長期にわたるために、保護者の医療負担が高額になる特定疾病について医療費の一部を支給します（新規申請は 18 歳未満）。

教育費の助成	◎小学校及び中学校入学援助金 【児童家庭課所・申】	児童扶養手当受給世帯、市町村民税所得割非課税世帯等を対象に支給します。
	◎児童入学及び就職祝金 【児童家庭課申】	小・中・高校等に入学する児童、中学卒業後就職をする児童を養育する母子、父子家庭等を対象に支給します。
	◎就学援助制度 【学務課・保健体育課所・申】	経済的な理由で学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、学用品などの費用の一部を支給します。
	◎高等学校等修学援助金 【児童家庭課所・申】	高校生を養育する母子、父子家庭等に援助金を支給します。 ※令和4年3月31日をもって廃止。
	◎高等学校等就学支援金 (授業料支援) 【在学している各学校所・申】	所得等要件を満たす世帯を対象に、授業料に充てるため、就学支援金を支給します。
	◎高校生等奨学給付金 【在学している各学校所・申】	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯又は生活保護(生業扶助)を受けている世帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します。
	◎授業料減免・入学金軽減 【在学している各学校所・申】	県内私立高校に在学する生徒の保護者であって、市町村民税所得割額が一定未満の場合、授業料・入学金を補助します。
教育費の貸付	◎高等教育の修学支援新制度 【在学又は進学先の各学校所・申】	住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の方で一定の要件を満たす大学、専門学校等に修学する場合、授業料等の減免、給付型奨学金の支給が受けられます。
	◎母子父子寡婦福祉資金貸付 【児童家庭課申】	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、児童の就学のための資金貸付を行っています(下記参照)。
	◎奨学金貸付制度 【学務課申】	高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、専修学校(高等課程および専門課程に限る)または大学(短大を含む)に進学予定で、経済的理由により進学することが困難な方に入学準備金貸付、また、在学中の方に修学金貸付を行っています。
	◎千葉県奨学資金貸付金 【千葉県教育庁財務課または在学している各学校所・申】	高等学校等に在学中で経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学金の貸付け(無利子)を行っています。
	◎日本学生支援機構 【在学している各学校申】	大学院・大学・短期大学・高等専門学校(第二種奨学金は4・5年生のみ対象)・専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒を対象に貸付けを行っています。
	◎日本政策金融公庫 【教育ローンコールセンター】	教育一般貸付制度があります。

母子父子寡婦福祉資金の貸付例

資金の種類	対象	貸付金額の限度※			
		学校種別	自宅通学	自宅外通学	
就学支度資金	児童が就学、修業するために必要な入学金、被服購入費等	学校種別			
		大学・専修学校(専門課程)	国公立	410,000円	420,000円
			私立	580,000円	590,000円
修学資金	児童が大学、大学院、専修学校等に就学するために必要な授業料、通学費等	学校種別			
		大学	国公立	月額 71,000円	月額 108,500円
			私立	月額 108,500円	月額 146,000円
		専修学校(専門課程)	国公立	月額 67,500円	月額 78,000円
私立	月額 89,000円		月額 126,500円		

※所得額によっては、限度額が上記の金額を下回ることがあります。

就職・転職・資格取得を応援します



仕事や資格取得について悩んでいること、知りたいこと等に相談員が対応し問題解決のお手伝いをします。問い合わせ先は6ページの一覧をご覧ください。

相談・講習	◎就労相談 【児童家庭課】	就労担当の母子・父子自立支援員が個別に面談を行い、生活状況や課題を把握したうえで、求職・転職活動をきめ細かくサポートします。就職後のアフターフォローも行っていきます。
	◎就労自立促進事業 【児童家庭課・ハローワーク船橋㊤】	児童扶養手当を受給している方を対象に、ハローワーク船橋と連携した就労支援を行っています。
	◎パソコン技能習得講習 【児童家庭課㊤】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童並びに寡婦を対象にワード・エクセル・パワーポイント等の講習会を行っています。
	◎ライフプランセミナー 【児童家庭課㊤】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童並びに寡婦を対象に家計管理等に係るセミナーを行っています。
	◎就職準備・離転職セミナー 【児童家庭課㊤】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童並びに寡婦を対象に就労セミナーを行っています。
資格取得	◎高等学校等卒業程度認定試験 合格支援事業 【児童家庭課㊤・㊤】	ひとり親家庭の父または母及び20歳未満の児童が高等学校等卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、受講料の一部を支給します。
	◎自立支援教育訓練給付金 【児童家庭課㊤・㊤】	母子・父子家庭の方が職業能力開発のための教育訓練（雇用保険制度等の指定講座）を受講した場合、受講料の一部を支給します。
	◎高等職業訓練促進給付金 【児童家庭課㊤・㊤】	母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため養成機関で1年以上修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。
	◎高等職業訓練促進資金貸付 【千葉県社会福祉協議会㊤・㊤】	高等職業訓練促進給付金の受給者に、入学準備金・就職準備金の貸付けを行っています。
	◎資格取得講習 【児童家庭課㊤】	就労に有利な資格を短期間で取得するための講習会を行っています。
	◎職業能力開発 【ハローワーク船橋㊤】	主体的な能力開発や専門知識、技能習得のための職業訓練についてはハローワーク船橋へお問い合わせください。
	求職活動支援	ハローワーク船橋（第2庁舎） 【船橋スクエア21ビル7F】
ハローワーク船橋マザーズコーナー 【船橋スクエア21ビル4F】		キッズスペースを設置するなど、子ども連れで来所しやすい環境が整備されています。

自立支援給付金を受給された方の声をご紹介します

給付金を利用していただのおかげで、勉強や学校生活と子育ての両立ができ、娘との時間も大切にすることが出来た。（令和2年度受給者の声）

ひとり親の為子供たちのためにも安定につながる手助けをしてもらい少し先の人生も考えられるようになった。（令和2年度受給者の声）

さまざまな支援があります

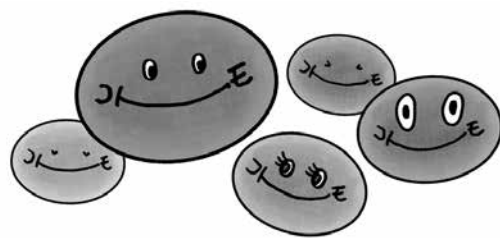


生活の安定と向上のためにさまざまな支援や制度があります。個別の要件等についてはお問い合わせください。問い合わせ先は6ページの一覧をご覧ください。

住まい・生活の支援	◎ホームヘルパーの派遣 【児童家庭課④】	疾病等のため一時的に日常生活に支障のある母子・父子家庭及び寡婦に対し、ホームヘルパーの派遣を行います。
	◎市営住宅の確保 【船橋市営住宅管理センター 所・④】	市営住宅には、住宅で困っている母子・父子世帯のみが申込みできる住戸があります。
	◎母子生活支援施設 【児童家庭課④】	特に困難な課題を抱えた母子を保護し自立を促進するための入所施設です。
	◎生活保護 【生活支援課④】	様々な事情で生活にお困りの方へ、状況に応じて最低限の生活を保障し、自立のための支援を行います。
	◎住居確保給付金事業 【住居確保給付金臨時窓口④・④】	離職またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少し、住むところを失った（失うおそれのある）方に対する支援として、就職に向けた活動を行うことを条件に、原則3か月間家賃相当額（上限額あり）を支給します。
料金などの減免	◎国民年金保険料の免除・納付猶予 【国保年金課④・④】	国民年金保険料の納付が困難な方は、免除（全額、一部）または納付猶予になる制度があります。
	◎JR通勤定期券購入時の割引 【証明書発行：児童家庭課④】	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、3割引きとなります。
	◎駐輪場料金の免除 【都市整備課④】	配偶者のない方で義務教育終了前の子どもを扶養している方及びその方に扶養されている義務教育終了前の子どもに対し、市営駐輪場の料金を免除します（機械式駐輪場は除きます）。
	◎水道料金の減免 【県水お客様センター④】	児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象に、水道料金を減免する制度があります（適用されない区域もあります）。
	◎少額貯蓄非課税 【各金融機関】	遺族基礎年金、児童扶養手当等の受給者で要件を満たす場合は、預貯金などの利子が一定の範囲で非課税になります。
	◎税制上の優遇措置 【税務署又は市民税課】	母子世帯、父子世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります（寡婦控除、ひとり親控除）。
	◎成人歯科健康診査、各種がん検診費用の免除 【地域保健課・健康づくり課】	児童扶養手当を受給している方については、市が行う成人歯科健康診査、各種がん検診の費用を免除します。
年金制度	◎遺族年金 【年金事務所④・④】	一家の働き手の方や年金を受け取っている方等が亡くなられたとき、ご遺族に支給されます。亡くなられた方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位等の条件があります。
	◎寡婦年金 【年金事務所④・④】	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が亡くなられたとき、夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで支給されます。
	◎死亡一時金 【年金事務所④】	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなられたとき、生計を同一にしていたご遺族に支給されます。

児童家庭課	本庁舎 3F (船橋市湊町 2-10-25)	047-436-2320 (相談) 047-436-3316 (手当)
学務課	本庁舎 7F	047-436-2852
保健体育課	本庁舎 7F	047-436-2418
船橋市営住宅管理センター	本庁舎 6F	047-436-2040
都市整備課	本庁舎 4F	047-436-2293
障害福祉課	本庁舎 2F	047-436-2340
市民税課	本庁舎 2F	047-436-2214
国保年金課	本庁舎 1F	047-436-2282
生活支援課	市役所分庁舎 (船橋市湊町 2-1-4)	047-436-2360
保健所地域保健課 (小児慢性特定疾病医療費支給)	船橋市保健福祉センター (船橋市北本町 1-16-55)	047-409-2891
保健所地域保健課 (成人歯科健康診査)	船橋市保健福祉センター	047-409-3274
保健所健康づくり課 (各種がん検診)	船橋市保健福祉センター	047-409-3404
母子・父子福祉センター	社会福祉会館内 2F (船橋市薬円台 5-31-1)	047-466-1278
住居確保給付金臨時窓口	千葉県船橋合同庁舎 4F (船橋市湊町 2-10-18)	047-436-2339
「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる	市役所別館 1F (船橋市湊町 2-8-11)	047-495-7111
千葉県教育庁財務課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-4027
船橋市社会福祉協議会	船橋市福祉ビル 3F (船橋市本町 2-7-8)	047-431-5877 (貸付)
千葉県社会福祉協議会	千葉県社会福祉センター内 (千葉市中央区千葉港 4-3)	043-245-1101
ハローワーク船橋 (第2庁舎)	船橋スクエア 21 ビル 4F・7F (船橋市本町 2-1-1)	047-420-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋スクエア 21 ビル 4F (船橋市本町 2-1-1)	047-420-8609
船橋税務署	船橋市東船橋 5-7-7	047-422-6511
船橋年金事務所	船橋市市場 4-16-1	047-424-8811
県水お客様センター		0570-001245
日本政策金融公庫		0570-008656 (教育ローンコールセンター)

※掲載している情報は、令和3年4月1日時点のものとなります。状況により、制度内容や問い合わせ先が変更する場合がございますので、ご了承ください。



船橋市 健康福祉局 子育て支援部 児童家庭課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
TEL: 047-436-3316
FAX: 047-436-2315
メール: jidokatei@city.funabashi.lg.jp
令和3年8月発行